

農業振興地域農用地区域除外申請に係る注意事項について

農業振興地域農用地区域（農用地利用計画）とは、農業振興の基盤となるべき農用地の確保、農業生産基盤の整備の計画的な実施及びその効果の維持保全並びに農業構造の改善の推進を図るために設けられており、農地の農業振興地域農用地からの除外には様々な制約があります。

また、除外申請には岐阜県及び関係機関との協議が必要なためかなりの時間がかかりますのでご了承ください。

農業振興地域農用地区域にあたるかはその都度下呂市役所農務課にお問い合わせください。

ほ場整備などの公共投資が行われた農地については、原則転用することはできません。

また、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金（旧農地・水保全管理支払事業）の対象農地については、協定期間内は受付ができませんのでご注意ください。

申請者または譲渡人が農業者年金の経営移譲年金受給権者の場合、除外後の転用許可申請の時点で経営移譲年金の支給停止に該当する可能性がありますので、事前に農業委員会事務局へご相談ください。

申請書の記入方法について

① 所有者と転用者

所有者が転用者の場合は所有者の欄のみで結構です。異なる場合は転用者まで記入してください。

② 申請地の取得時期について

土地の権利取得後3年以上経過（3年以上耕作）の実績が必要です。取得時期は登記簿謄本（土地の全部事項証明書）で確認ください。

③ 農業公共投資の有無

ほ場整備などの公共投資がされていないか市役所（各振興事務所）にてご確認ください。

④ 申請地

申請地について記入し、また用途を具体的に記入して下さい。明確な目的が無い場合は許可できませんので、ご了承下さい。

⑤ 農業委員の意見及び確認

事前にその地区の農業委員の確認が必要です。農業委員は提出の確認をするのみであり許可が約束されるものではありません。

⑥ 土地改良区の意見及び確認

下呂市下呂及び馬瀬には土地改良区は無いため確認の必要ありません。

⑦ 農事改良組合の意見及び確認

事前にその地区の農事改良組合の確認が必要です。農業委員と同様、提出の確認となります。

⑧ 添付書類

ア 登記簿謄本（全部事項証明書）

法務局で発行。

権利取得日、面積、地目等の確認のため提出をお願いします。

イ 字絵図 法務局で発行。

ウ 住宅地図 住宅地図にわかりやすいよう場所を記入して下さい。

エ 隣地承諾書 隣地が農地の場合はその所有者の許可を得て下さい。

オ 計画平面図 開発に建物の建設等が伴う場合はその設計図等を添付して下さい。字絵図等にその配置図等を記入してください。

カ 現況写真 その農地について遠影、近影を撮ったものがが必要です。その際わかりやすいように土地の境界に線を引いてください。

キ 理由書 転用目的と土地の選定理由を詳細に記入してください。

※ その他

始末書 申請地の現況が農地以外となっている（無断転用の状態）場合、始末書の添付を求めることがあります。ご了承ください。

内容は経緯等（いつからその状態であるか）を詳細に記入してください。

また、必要に応じて、こちらからお問い合わせすることがあります。必ず所有者、転用者の方が申請内容を理解しておいて頂きますようお願いいたします。

その他ご不明な点は下記までお問い合わせください。

下呂市役所農務課 〒509-2506 下呂市萩原町羽根 2605-1（下呂総合庁舎内）

TEL：0576-53-2010（内線 153）

FAX：0576-52-1870